

公立中学校における部活動の 地域展開に係る神奈川県の方針 【改訂素案の概要】

令和8年8月
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課

I はじめに

I-1 背景

- 令和7年12月に、国が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和8年度以降の部活動改革の推進等に関する国の基本的な考え方を示した。
- 県は、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」(令和5年10月)を、国のガイドライン等を踏まえて年内に改訂する。

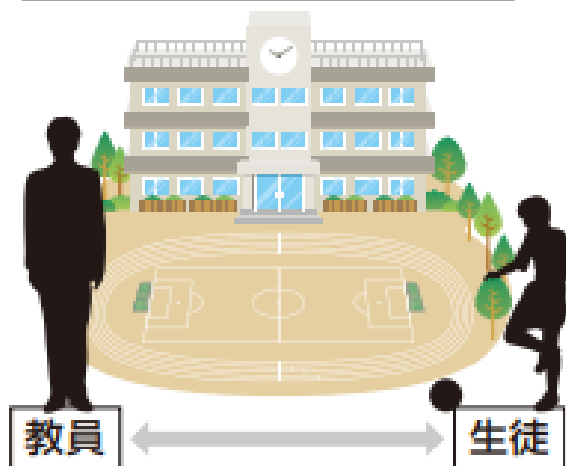
(これまでの経緯)

時期	主体	内容
4年12月	国	地域移行に関するガイドライン公表（5～7年度を「改革推進期間」に設定）
5年4～10月	県	国の動きを受け、県は「公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会」を開催
5年10月	県	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」策定
5～7年度	市町村	【国の実証事業を活用した県内市町村(9市町)】 横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町
7年9月	国	スポーツ基本法改正(地域移行に関する努力義務規定追加)
7年12月	国	新ガイドライン公表（8～13年度を「改革実行期間」に設定）

I-2 部活動の地域展開とは

- 生徒のスポーツ・文化芸術活動を「**学校部活動**」から「**地域クラブ活動**」に展開すること。

学校部活動



- ・少子化の進展により、**学校単位での部活動の運営は困難に**
- ・働き方改革の必要性が高まる中、**教師のみが顧問を務める体制は限界**

地域クラブ活動



- ・将来にわたって生徒が**継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会の確保・充実**
- ・障害のある生徒を含め、生徒が希望に応じて**多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- ・部活動が担ってきた**教育的意義を継承・発展**させつつ、新たな価値を創出

I-3 改訂方針の目的・対象期間・対象

(1) 目的

- 地域展開に係る**県としての基本的な考え方及び取組の方向等**を示すもの。
- **市町村が、地域展開等の取組を進める際の参考となるもの。**

(2) 対象期間

- 国が示した**令和8年度～13年度までの「改革実行期間」**
- 改革実行期間前期(令和8年度～10年度)の取組状況及び国が実施する「中間評価」を踏まえ、必要な見直しを行う。

(3) 対象

- **公立の中学校**(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。)
- ※ 国立及び私立学校は、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組む。

Ⅱ 部活動を取り巻く状況

Ⅱ－１ 公立中学校の生徒数の状況(地域別)

- 令和7年度と10年前の平成27年度の生徒数を比較すると、**県内全体で△7%(約1万5千人減)**。
- 地域別では、**三浦半島地域(△14.6%)、県西地域(△17.7%)**で減少幅が大きく、**増加しているのは川崎市(+2.3%)のみ**。

(地域別公立中学校の生徒数(H27－R7))

地域	H27	R7	増減数 (増減率)	地域	H27	R7	増減数 (増減率)
横浜	81,043	74,966	△6,077 (△7.5%)	湘南	33,052	31,160	△1,892 (△5.7%)
川崎	29,345	30,032	+687 (+2.3%)	県央	22,022	20,507	△1,515 (△6.9%)
相模原	17,549	15,795	△1,754 (△10.0%)	県西	8,924	7,347	△1,577 (△17.7%)
三浦半島	16,804	14,349	△2,455 (△14.6%)	県内合計	208,739	194,156	△14,583 (△7.0%)

Ⅱ-2 県内の部活動数の推移

■令和7年度と10年前の平成27年度を比較すると、
公立中学校数、部活動数、1校当たり部員数がそれぞれ**減少**。

平成27年度

令和7年度

中学校数

411校



407校
(△4校)

部活動数

5,525部



5,234部
(△291部)

1校当たり
部員数

23.3人



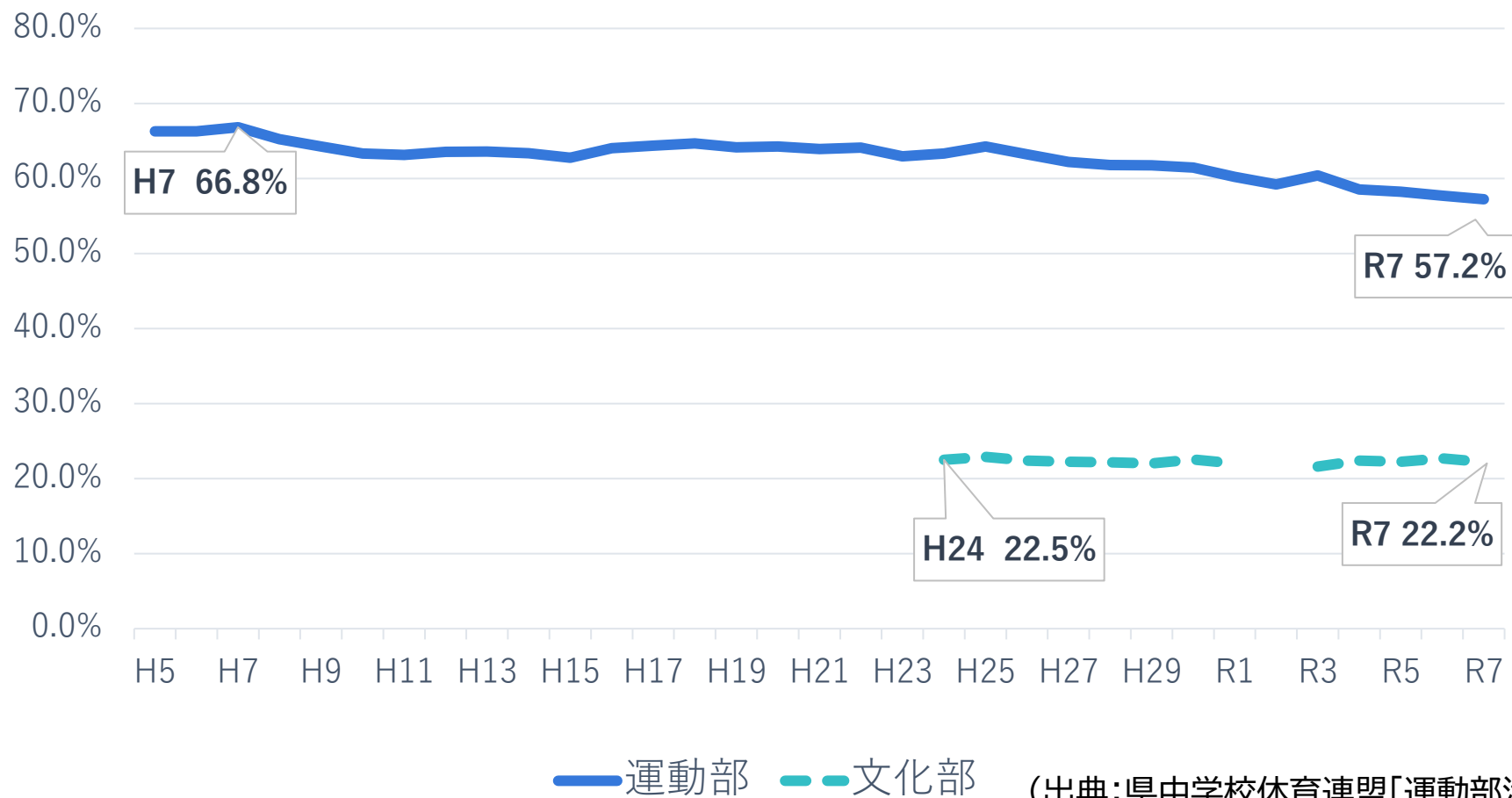
21.1人
(△2.2人)

(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」及び「学校要覧」より一部抜粋)

Ⅱ-3 部活動加入率の推移

- 運動部は、平成7年度(66.8%)をピークに緩やかに減少。
- 文化部は、ほぼ横ばい。

図表5 部活動加入率の年次推移



Ⅲ 県内の地域移行の進捗状況

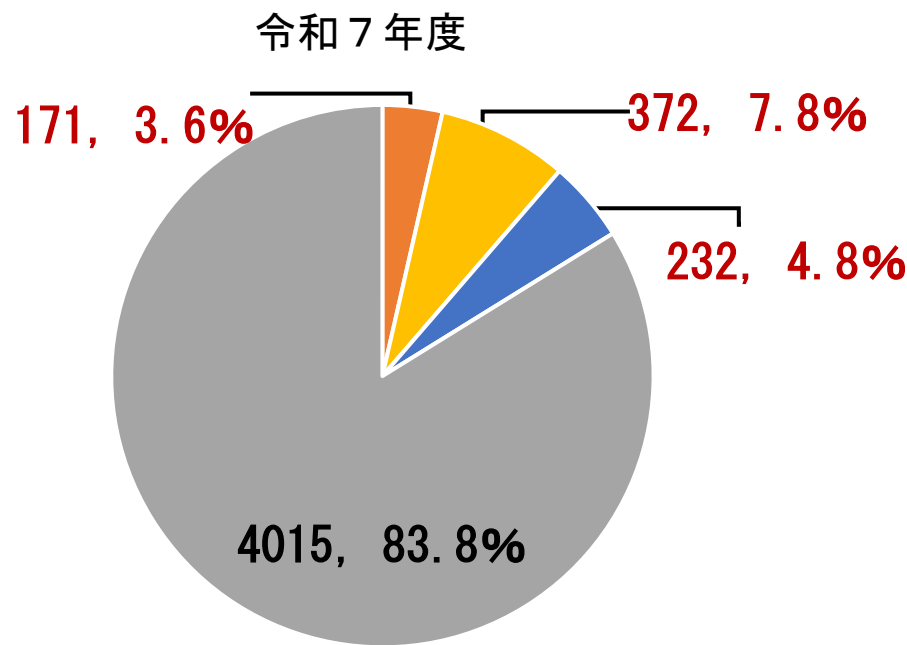
国が、令和7年5月7日から6月6日に実施した「部活動改革の取組状況に関する調査」等から県内の地域移行の進捗状況をまとめたもの。

※上記の時点での予定を含めた結果であるため、本資料においても「実施予定」と記載

Ⅲ 県内の地域移行の進捗状況

(1) 運動部の休日の部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)

■ 運動部は、令和7年度には775部活動(16.2%)が地域移行又は地域連携を実施予定。



地域移行又は地域連携を実施する部活動数: **775部活動(16.2%)**

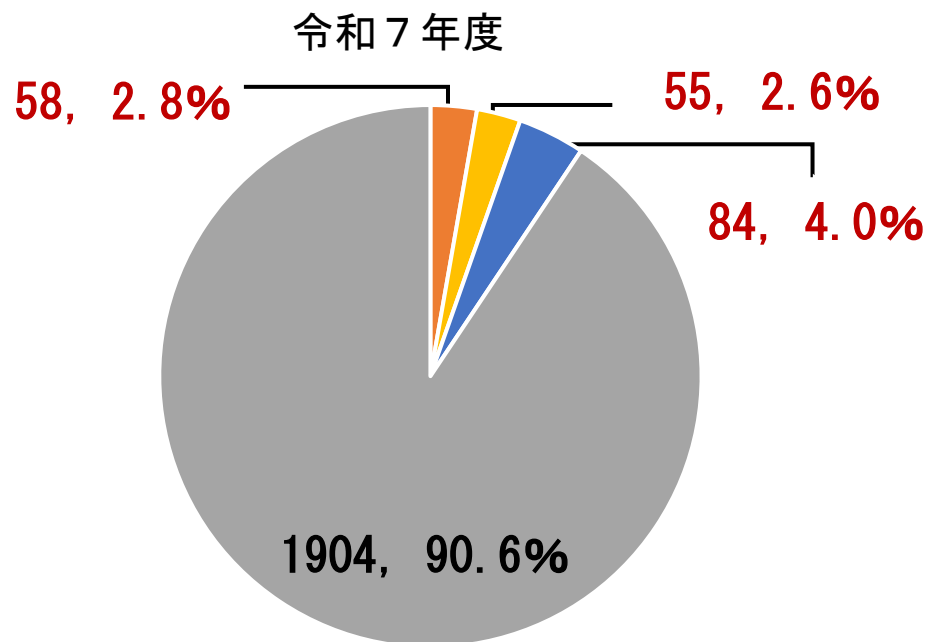
■ 地域移行(地域クラブ) ■ 地域連携(合同部活動) ■ 地域連携(部活動指導員の活用) ■ 学校部活動

※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む。
※2 県内の部活動総数を各年度4,790部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

Ⅲ 県内の地域移行の進捗状況

(2) 文化部の休日部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)

■ 文化部は、令和7年度には197部活動(9.4%)が地域移行又は地域連携を実施予定。



地域移行又は地域連携を実施する部活動数: **197部活動(9.4%)**

■ 地域移行(地域クラブ) ■ 地域連携(合同部活動) ■ 地域連携(部活動指導員の活用) ■ 学校部活動

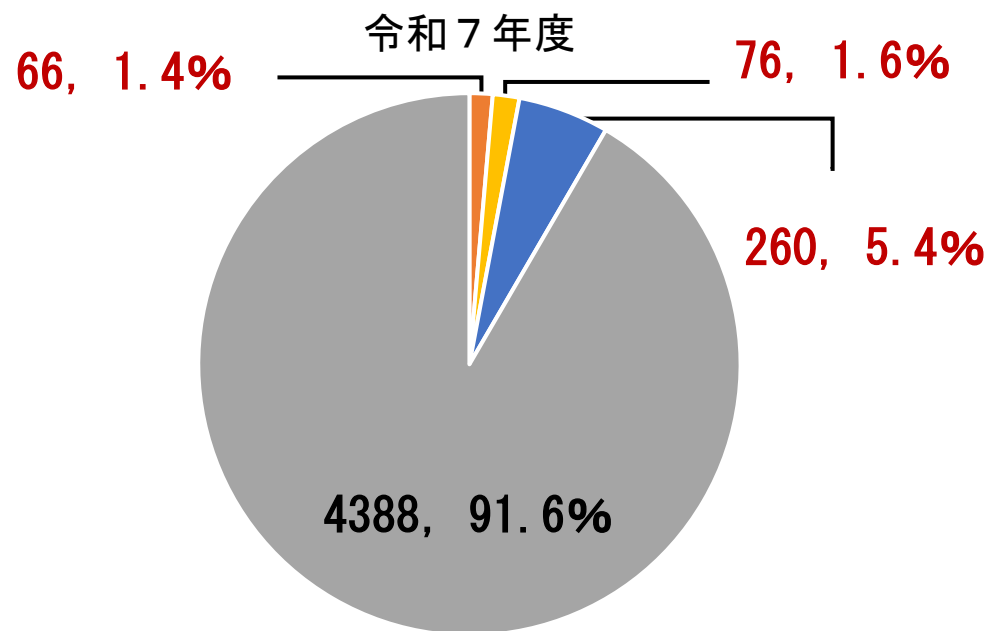
※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む。

※2 県内の部活動総数を各年度 2,101部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

Ⅲ 県内の地域移行の進捗状況

(3) 運動部の平日の部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)

■ 運動部は、令和7年度には402部活動(8.4%)が地域移行又は地域連携を実施予定。



地域移行又は地域連携を実施する部活動数: **402部活動(8.4%)**

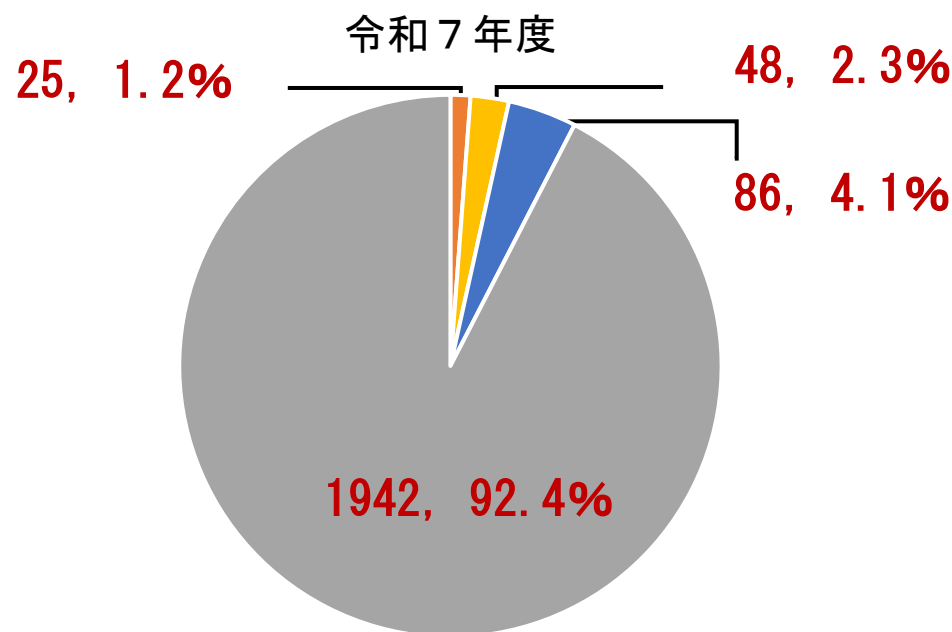
■ 地域移行(地域クラブ) ■ 地域連携(合同部活動) ■ 地域連携(部活動指導員の活用) ■ 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む。
※2 県内の部活動総数を各年度4,790部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

Ⅲ 県内の地域移行の進捗状況

(4) 文化部の平日の部活動の地域移行・地域連携の動向(部活動数)

■ 文化部は、令和7年度には159部活動(7.6%)が地域移行又は地域連携を実施予定。



地域移行又は地域連携を実施する部活動数: **159部活動(7.6%)**

■ 地域移行(地域クラブ) ■ 地域連携(合同部活動) ■ 地域連携(部活動指導員の活用) ■ 学校部活動

※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む。

※2 県内の部活動総数を各年度 2,101部活動とし、学校部活動に未回答の数を含めた。

IV 本県における地域展開

IVー1 基本的な考え方

(1)休日

- 改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- 県は、改革実行期間前期の間に、すべての市町村において地域展開に着手できるよう、広域自治体としてのリーダーシップを発揮し、市町村に対する相談・伴走支援や地域展開に向けた広域的な基盤づくりを行う。
- なお、生徒のニーズや地域の実態など、市町村の特殊な事情により地域展開がなじまない場合には、地域の実情等に応じた取組を進める。

(2)平日

- 県は、平日の地域展開を進める市町村の実情や取組状況に応じて必要な支援を行う。
- 県は、国の動向や検証を注視し、市町村の実情や先行事例、各種課題等を把握し、平日の地域展開に向けた取組を推進する。

IVー2 改革実行期間前期の重点的な取組内容

- 県は、改革実行期間前期において、次の4点に重点的に取り組む。

(1) 地域展開に向けた推進体制の充実・先行事例の共有

- コーディネーターの配置などの推進体制を継続
企業・大学等と連携した「相談窓口」を新たに設置

(2) 指導者の確保と質の保障

- データベースの登録者拡大、活用促進及び県研修講座による
暴力・ハラスメント等防止研修の実施、部活動指導員等の活用支援

(3) 多様な主体との連携による相談・伴走支援の実施

- 企業・大学・スポーツチーム等の協力を得て、
地域展開等の相談・伴走支援を実施

(4) すべての人々のスポーツ・文化芸術等の活動の充実

- 地域展開を契機に、誰もが生涯を通じてスポーツ・文化芸術等の活動に親しめる社会の実現につなげる。

V 各種課題への対応

国のガイドラインに示された各種課題等への対応等を踏まえ、県としての対応の方向を整理し、取組を進める。

V-1 運営団体・実施主体の整備等

対応の方向

- 地域展開を進めるに当たり必要不可欠となる地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備等を進める。

県取組

- 県内の企業、大学、スポーツ・文化芸術等団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、運営団体・実施主体の整備や市町村の枠を超える広域的な対応等に関する相談・伴走支援を行う。
- 市町村が、地域クラブ活動や地域クラブ活動指導者の認定等を行いやすくするため、データベースの運営改善や県の研修講座の更新等を行う。

V-2 指導者の確保・育成

対応の方向

- 地域クラブ活動を円滑に実施するため、**指導者となり得る多様な人材を確保**する。
- 中学生を指導するための適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者を育成するため、多様な主体において、**指導者が日常的・継続的に資質向上や暴力・ハラスメント等防止の学びができる環境づくりを進める。**

県の取組

- **データベースにより、地域クラブ活動の指導者となり得る多様な人材を広域的に確保する。**
- **暴力・ハラスメント等防止の研修講座の充実や日本版DBSに係る情報提供等を行うとともに、大学等と連携した研修等の充実に努める。**
- 女性アスリートの健康課題や障がいの程度等に関する理解促進等に取り組む。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、希望に応じて指導者等として活動することができるよう、兼職・兼業の規定等の整備や運営方法等について、市町村を支援する。

V-3 活動場所の確保

対応の方向

- 地域の実情等を考慮した上で、学校施設をはじめ、公立スポーツ・文化施設、社会教育施設、企業・大学等が保有する施設などの活用により、**地域クラブの活動場所の確保**に努める。
- **学校施設を活用した地域クラブ活動について**、生徒の移動の便宜や備品・用具等の保管等の観点からも、**学校教育への支障等を考慮した上で、優先利用を促進する。**

県の取組

- **市町村と連携し、社会教育施設の利活用について調整**するなど、活動場所の確保に努める。
- **県が管理する施設について**、休日に利用可能な施設を市町村に情報提供するとともに、**優先利用や使用料等の減免に関する制度整備を促進する。**

V-4 活動場所への移動手段の確保

対応の方向

- 県内の地理的状況は多種多様であるため、地域クラブ活動の活動場所や活動時間帯、交通事情等の実情に応じて、各地域が主体となって対応を進める。

県の実施

- 多様な主体との連携による相談・伴走支援を通じて、市町村による移動手段の確保に向けた取組を支援する。

V-5 生徒の安全・安心の確保

対応の方向

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術等の活動の機会を担保する公的な性質を有する活動であり、**学校部活動と同様に、事故や暴力・ハラスメントの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。**

県の取組

- **市町村・学校、運営団体・実施主体に対し、暴力・ハラスメント等の研修講座や日本版DBSに係る情報提供を行うとともに、大学等と連携した研修等の充実に努める。**
- **県域のスポーツ団体、文化芸術団体等と連携して、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境構築を推進する。**

V-6 障がいのある生徒の活動機会の確保

対応の方向

- 障がいの程度等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できるインクルーシブな環境の整備を進める
- 学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、多様な主体が連携・協力し、障がいの特性に応じた配慮や工夫等により、地域クラブ活動における課題の解消を図る。

県の取組

- 一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行うとともに、市町村におけるニーズ把握や環境整備を行う。
- 障がい者スポーツ団体等と連携し、運営団体・実施主体が行う地域クラブ活動の支援及び指導者の育成等を行う。

V-7 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

対応の方向

- **地域展開の主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動を構築する。**
- 障がいの程度等やスポーツ・文化芸術等の活動が苦手な生徒、気軽に楽しみたい生徒等を含め、**それぞれの希望に応じ、多種多様な体験を通じて誰もが生き生きと楽しむことができる環境を整備する。**

県の実施

- 生徒のニーズを踏まえて**多種多様な体験**(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動を含む。)**ができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体等の人材育成や活動支援を行う。**
- **市町村・学校、運営団体・実施主体等に対し、県内外の先行事例等の共有を行う。**

V-8 大会・コンクールの在り方、関連する制度の在り方

対応の方向

- (スポーツ)の大会引率については、各市町村の取り決めに準じて柔軟に行えるよう、**県中体連と協議・検討**を行い、整備していく。
- (文化芸術活動)のコンクール等への参加・引率については、各種部門の特性等を踏まえて生徒が参加できるよう、主催者と協議していく。
- 引率時の生徒の安全を第一に考え、天候や大会会場によって、適切かつ柔軟な判断ができるように大会等の参加方法について、主催団体を中心に検討、整備する。
- **危機管理や安全上の責任の所在を明らかにすることなど、運営団体・実施主体へ注意喚起する。**

県の取組

- 神奈川県为学校部活動に関する方針(改定)に準じて活動を行うことを周知する。
- **地域クラブ活動の大会引率については、参加する生徒・保護者への説明を丁寧にした上での活動となるよう各団体を通して周知する。**
- その際、生徒の安全面を第一に優先し、指導者などの引率の有無を実施主体が運営団体とも検討し、柔軟に判断していくよう、各団体を通して周知する。

(参考) 今後の予定

時期	内容
令和8年 7/14～8/12	・方針素案に対するパブリックコメントの実施 ・市町村への意見照会
10月	・公立中学校における部活動の地域移行に係る方針改訂検討会において方針案を審議
12月	・第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会・文教常任委員会に方針案を報告 ・教育委員会会議に方針案を付議 ・方針策定